

○弓削商船高等専門学校受託研究実施規則

制 定 平成17年11月28日

(趣旨)

第1条 弓削商船高等専門学校における受託研究の実施については、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「受託研究」とは、本校において、機構以外の者（以下「委託者」という。）からの委託を受けて行う研究であって、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受入の原則)

第3条 受託研究は、教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがない場合に限り行うことができる。

(受入条件)

第4条 受託研究は、次の各号に掲げる条件を付して受け入れるものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
- (2) 受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付する。
- (3) 委託者が納付した受託研究に要する経費は、返還しないこと。
- (4) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。
- (5) やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても本校は、その責を負わない。
- (6) 受託研究の結果、知的財産権等の権利（特許権、実用新案権及び意匠権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）が生じた場合には、これを委託者に無償で使用させ、又は譲与することができない。
- (7) その他必要と認める条件

2 やむを得ない事由により受託研究を中止した場合において特に必要があると認めるときは、前項第3号の規定に係わらず不要となった経費の額の範囲内において、その経費の全部又は一部を返還することができる。

3 委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体であるときは、第1項第2号及び第4号の条件についてはこれを付さないことができる。

(受入の決定及び契約)

第5条 受託研究の申し込みをしようとする者は、受託研究申込書（別紙第1号様式）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、受託研究を担当する教職員（以下「研究者」という。）および当該研究者の属する学科長等の意見を聞いた上で決定する。

3 校長は、前項の受託研究の受入れを決定した場合は、契約担当役に受託研究契約

書により契約させるものとする。

4 契約担当役は、契約を締結したときは、校長にその旨を報告するものとする。

(中止又は期間の延長)

第6条 研究者は、受託研究を中止する必要があるとき、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちにその旨を校長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 校長は、前項の報告により受託研究の中止又はその期間の延長についてやむを得ないと認めるときは、これらの中止又は延長を決定し、契約担当役に契約を変更させるものとする。

3 契約担当役は、契約を変更したときは、校長にその旨を報告するものとする。

(研究報告等)

第7条 研究者は、受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書(別紙第2号様式)を校長に提出しなければならない。

2 委託者への受託研究結果の報告は、研究者が行うものとする。

3 研究者は、受託研究の成果を公表するときは、校長の承認を得るものとする。

附 則

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

2 弓削商船高等専門学校受託研究取扱規程(昭和50年4月1日施行)は廃止する。

別紙第1号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

住 所
氏 名 印

受 託 研 究 申 込 書

弓削商船高等専門学校受託研究実施規則第2条に掲げる条件を守り下記のとおり受託研究の申込みをします。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的及び内容
- 3 希望研究者
- 4 研究に要する経費
- 5 研究期間
- 6 研究用資材・器具等の提供
- 7 連絡先等

（注）氏名については、法人の場合はその名称及び代表者名を記載する。

別紙第2号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

研究者氏名

印

受 託 研 究 完 了 報 告 書

受託研究を完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究期間
- 3 研究結果
- 4 その他

（注）研究結果については、概要を記載し結果（知的財産権等の発生を含む。）の詳細を添付すること。